

48. 地域通訳案内士制度

- 【概要】 多様化する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、改正通訳案内士法により全国展開が図られた地域通訳案内士制度の活用を促し、地域通訳案内士育成等計画の策定を支援する。
- 【対象者】 地域通訳案内士育成等計画を策定する市町村又は都道府県（複数の自治体が共同する場合を含む）
- 【事業内容】 これまで、各特例法に基づいて限定的に認められてきた地域特例通訳案内士については、通訳案内士法の改正により、全国展開が図られたところ。改正通訳案内士法の施行（平成30年1月4日予定）により、今後は、地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、市町村又は都道府県は、単独又は共同して、地域通訳案内士育成等計画を策定し、地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図ることができることとなったことから、今般、当該計画の策定を支援。
- ※地域通訳案内士とは
地域を訪れる外国人観光旅客に対し、有償で外国語を用いて観光案内を行うことを業とする者。地域通訳案内士育成等計画に基づき、市町村又は都道府県が実施する地域の特性に応じた研修を受講することで資格が付与される。
- ※地域通訳案内士育成等計画
観光庁長官が定める地域通訳案内士育成等基本指針に基づき、市町村又は都道府県が地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図るために定める計画。
- 【支援内容】 地域通訳案内士育成等計画の策定を希望する自治体に対し、必要な情報提供、技術的な助言を行うほか、優良事例の横展開を図るなどの支援を行う。

地域通訳案内士基本指針（第53条）

○国土交通大臣は、地域通訳案内士の育成、確保及び確保に関する地域案内士育成等基本指針を策定

◆地域通訳案内士育成等基本指針

- ・地域通訳案内士の育成等に関する基本的な事項
- ・地域通訳案内士育成等計画の作成の指針となるべき事項
- ・地域通訳案内士の育成等に関する重要事項

地域通訳案内士育成等計画（第54条）

○市町村又は都道府県は、地域通訳案内士基本指針に基づき、単独でまたは共同して、地域通訳案内士育成等計画を定めることができる

◆地域通訳案内士育成等計画

- ・業務区域
- ・研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項
- ・計画の実施に関し必要な事項 等

全国通訳案内士との違い

- 研修の修了により資格取得。
（※）研修修了時には効果測定を実施
- 全国通訳案内士は英検1級程度の語学力を求めめるのに対し、地域通訳案内士は地域の実情に応じて設定。

観光庁長官の同意

○地域通訳案内士育成等計画について同意を得た市町村又は都道府県は研修を実施（第55条）

研修を修了した者は、地域通訳案内士育成等計画に定められた業務区域における地域通訳案内士としての資格を取得

（※）地域通訳案内士も、業務区域での名称独占が認められる（第60条）

○問い合わせ・申請先 近畿運輸局 観光部 国際観光課
電話06-6949-6796 FAX06-6949-6135